

金沢都市計画区域の変更について (石川県指定)

金沢都市計画区域を次のとおり変更する。

- 1 変更に係る都市計画区域の名称
金沢都市計画区域

- 2 変更に係る土地の区域
(1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
石川県金沢市粟崎町4丁目の一部、大野町4丁目の一部、大野町新町の一部

- 3 都市計画区域から除外される土地の区域
なし

- 4 変更の理由

現在、金沢港及び港周辺において、国際物流拠点に向けた整備充実を図るため、大型船の入港を可能にする金沢港大水深岸壁(-13m)の整備が進められており、H20秋には暫定供用(-12m)が予定されている。

また、H18年12月に臨港道路大浜御供田線が全線完成し、物流の効率化と港湾貨物輸送の円滑化が図られるとともに、金沢港多目的国際ターミナル整備関連事業が着々と進められている。

当該区域において、今後、金沢港周辺に必要な産業拠点の受け皿となる総合的な土地利用計画が明らかとなったことから、当該区域の計画的な整備、開発を図るため、都市計画区域を拡大するものである。